

70歳以上の方の高額療養費制度が変わります

平成29年8月診療分以降の自己負担限度額について

70歳以上の方の医療機関における高額療養費の自己負担限度額が、平成29年8月診療分から下表のように変わります。

※70歳未満の方は変更ありません。

平成29年7月
診療分まで

平成29年8月～
平成30年7月診療分

被保険者の所得区分	自己負担限度額 (1ヵ月の負担上限額)		自己負担限度額 (1ヵ月の負担上限額)	
	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	入院+外来 (世帯ごと)
現役並み所得者 (医療費負担割合:3割) 標準報酬月額28万円以上	44,400円	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1% [多数該当(※):44,400円]	57,600円	80,100円+ (医療費総額-267,000円)×1% [多数該当(※):44,400円]
一般所得者 (医療費負担割合:1・2割) 《年間収入一定額未満者》 単身世帯:383万円未満 夫婦二世帯:520万円未満	12,000円	44,400円	14,000円 (年間上限:144,000円)	57,600円 [多数該当(※):44,400円]

平成30年8月診療分以降の自己負担限度額は、追ってご案内いたします。

(※) 多数該当：直近1年間に3回以上、上記の高額療養費の対象となった場合の4回目以降の自己負担限度額

医療機関での自己負担限度額は、上記のとおり変更されますが、パナソニック健保にご加入のみなさまには

1人・1ヵ月・1医療機関(医科・歯科・入院外来別)につき
「25,000円」以上の医療費 (1,000円未満不支給、100円未満切り捨て)

《国や市区町村の医療費助成を受けている場合などは支給対象外》

を後日給付する“付加給付制度”がありますので、最終の自己負担限度額は法改正後も変わりません。